

告 示

埼玉県告示第三百二号

埼玉県議会令和二年二月定例会において議決された令和二年度埼玉県一般会計予算並びに令和二年度の埼玉県の特別会計予算、公営企業会計予算、令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）及び令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年四月三日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計予算

令和2年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,960,315,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 県 税		775,500,000
	1 県 民 税	310,998,000
	2 事 業 税	155,430,000
	3 地 方 消 費 税	139,929,000
	4 不 動 産 取 得 税	19,004,000
	5 県 た ば こ 税	7,215,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,054,000
	7 軽 油 引 取 税	51,145,514
	8 自 動 車 税	89,697,001
	9 鉱 区 税	5,095
	10 狩 猟 税	21,390
11 旧 法 に よ る 税	1,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		310,295,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	310,295,000

3 地 方 譲 与 税		129,370,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	125,200,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,347,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	145,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	543,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	772
	6 森 林 環 境 譲 与 税	134,228
4 地 方 特 例 交 付 金		5,361,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	5,361,000
5 地 方 交 付 税		218,700,000
	1 地 方 交 付 税	218,700,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,545,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,545,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,435,935
	1 分 担 金	234,211
	2 負 担 金	3,201,724

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		28,809,950
	1 使用料	17,732,458
	2 手数料	11,077,492
9 国庫支出金		164,235,796
	1 国庫負担金	108,863,163
	2 国庫補助金	49,300,712
	3 委託金	6,071,921
10 財産収入		10,931,894
	1 財産運用収入	5,970,528
	2 財産売却収入	4,961,366
11 寄附金		156,001
	1 寄附金	156,001
12 繰入金		72,557,162
	1 特別会計繰入金	1,705,784
	2 基金繰入金	70,851,378
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000

14 諸 収 入		29,480,262
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,017,206
	2 預 金 利 子	3,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,778,582
	4 受 託 事 業 収 入	3,465,250
	5 収 益 事 業 収 入	14,331,676
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	6,883,048
15 県 債		209,837,000
	1 県 債	209,837,000
歳 入 合 計		1,960,315,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,209,305
	1 議 会 費	3,209,305
2 総 務 費		94,567,780
	1 総 務 管 理 費	26,520,572
	2 企 画 費	5,950,387
	3 県 民 費	10,807,032
	4 環 境 費	9,220,833
	5 徴 税 費	27,747,533
	6 市 町 村 振 興 費	4,835,927
	7 選 挙 費	64,347
	8 防 災 費	4,958,190
	9 統 計 調 査 費	3,845,479
	10 人 事 委 員 会 費	308,153
11 監 査 委 員 費	309,327	
3 民 生 費		380,728,403
	1 社 会 福 祉 費	271,577,325

	2 児 童 福 祉 費	97,659,170
	3 生 活 保 護 費	11,418,567
	4 災 害 救 助 費	73,341
4 衛 生 費		65,585,048
	1 公 衆 衛 生 費	29,113,846
	2 環 境 衛 生 費	3,858,913
	3 保 健 所 費	4,281,535
	4 医 薬 費	12,183,999
	5 公 営 企 業 支 出 金	16,146,755
5 労 働 費		5,542,478
	1 労 政 費	1,951,763
	2 職 業 訓 練 費	3,429,547
	3 労 働 委 員 会 費	161,168
6 農 林 水 産 業 費		24,412,237
	1 農 業 費	8,503,400
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	593,325
	3 畜 産 業 費	1,302,537

款	項	金額
	4 林業費	4,682,714
	5 農地費	9,330,261
7 商工費		21,801,311
	1 商工業費	21,434,361
	2 観光費	366,950
8 土木費		123,581,374
	1 土木管理費	10,821,781
	2 道路橋りょう費	52,002,750
	3 河川費	35,981,294
	4 都市計画費	24,128,380
	5 住宅費	647,169
9 警察費		147,331,176
	1 警察管理費	135,443,473
	2 警察活動費	11,887,703
10 教育費		490,816,124
	1 教育総務費	50,840,071

	2 小 学 校 費	137,814,089
	3 中 学 校 費	82,990,759
	4 高 等 学 校 費	101,767,287
	5 特 别 支 援 学 校 費	46,032,872
	6 大 学 費	3,149,042
	7 私 立 学 校 費	62,178,970
	8 社 会 教 育 費	4,776,274
	9 保 健 体 育 費	1,266,760
11 災 害 復 旧 費		3,385,311
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,385,261
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,000,050
12 公 債 費		267,597,481
	1 公 債 費	267,597,481
13 諸 支 出 金		331,256,972
	1 公 营 企 業 支 出 金	12,602,972
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	132,404,000
	3 所 得 割 交 付 金	315,000

款	項	金 額
	4 利 子 割 交 付 金	700,000
	5 配 当 割 交 付 金	5,103,000
	6 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	3,048,000
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	7,121,000
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	158,699,000
	9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,512,000
	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,000
	11 軽 油 引 取 税 交 付 金	7,017,000
	12 環 境 性 能 割 交 付 金	2,733,000
	13 利 子 割 精 算 金	1,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,960,315,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	熊谷児童相談所・一時保護所棟整備費(解体工事)	134,367	令和2年度	69,367
				令和3年度	65,000
7 商工費	1 商工業費	産業文化センター施設整備事業費	8,110,575	令和2年度	785,318
				令和3年度	4,041,387
				令和4年度	3,283,870
9 警察費	1 警察管理費	警察本部通信指令室移転改修事業費	163,815	令和2年度	81,831
				令和3年度	81,984
10 教育費	5 特別支援学校費	県東部地域特別支援学校(仮称)校舎整備費	4,047,345	令和2年度	248,927
				令和3年度	1,675,034
				令和4年度	2,123,384

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(令和2年度発行分)	令和2年度から 令和12年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
私立学校振興資金融資貸付金利子補助(令和2年度融資分)	令和3年度から 令和17年度まで	48,195
私立学校振興資金融資損失補償(令和2年度融資分)	令和2年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
環境創造資金利子補給(令和2年度融資分)	令和3年度から 令和12年度まで	59,125
多子世帯応援クーポン事業(令和2年度発行分)	令和3年度	186,775

新型インフルエンザ対策事業	令和3年度	466,030
小規模事業資金損失補償（平成15年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）	令和2年度から 令和10年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成17年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）	令和2年度から 令和10年度まで	同 上
小規模事業資金損失補償（令和2年度保証分）	令和2年度から 令和20年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
起業家育成資金損失補償（平成17年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）	令和2年度から 令和10年度まで	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額
起業家育成資金損失補償（令和2年度保証分）	令和2年度から 令和20年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該

		<p>当する創業者である中小企業者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償(平成15年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>令和2年度から令和10年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償(平成20年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>令和2年度から令和10年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。))に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営安定資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和17年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあっては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあっては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあっては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあっては5分の1に相当する額</p>

<p>経営支援特別融資損失補償（平成15年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和2年度から令和10年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあっては保険金の額を控除した額に相当する額</p>
<p>経営支援特別融資損失補償（平成20年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和2年度から令和10年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
経営支援緊急融資損失補償（平成 9 年度保証分・令和 2 年度損失補償対象期間延長分）	令和 2 年度から 令和 10 年度まで	県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
産業創造資金損失補償（平成 17 年度保証分・令和 2 年度損失補償対象期間延長分）	令和 2 年度から 令和 10 年度まで	県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で 2 千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
企業パワーアップ資金損失補償（平成 17 年度保証分・令和 2 年度損失補償対象期間延長分）	令和 2 年度から 令和 10 年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の 2 分の 1 又は第 13 条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の 10 分の 1 に相当する額

<p>企業パワーアップ資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和20年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあっては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25に相当する額</p>
---------------------------------	-----------------------------	---

事 項	期 間	限 度 額
事業資金損失補償（平成20年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）	令和2年度から令和10年度まで	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額</p>
借換資金損失補償（平成20年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分）	令和2年度から令和10年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した</p>

		<p>額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
<p>借換資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和20年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
<p>要件緩和型経営安定資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から令和17年度まで</p>	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
<p>中小企業者制度融資貸付事業利子補助（令和2年度融資分）</p>	<p>令和3年度から令和17年度まで</p>	<p>2,746,332</p>

<p>勤労者支援資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和8年度まで</p>	<p>県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額</p>
<p>離職者等委託訓練事業（令和2年度契約分）</p>	<p>令和3年度から 令和5年度まで</p>	<p>1,224,881</p>
<p>農地利用集積事業資金損失補償（令和2年度融資分）</p>	<p>令和2年度から 令和13年度まで</p>	<p>埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額</p>
<p>農業近代化資金等利子補助（令和2年度融資分）</p>	<p>令和3年度から 令和23年度まで</p>	<p>99,312</p>
<p>農業災害復旧経営資金利子補助（令和2年度融資分）</p>	<p>令和3年度から 令和9年度まで</p>	<p>1,125</p>

事 項	期 間	限 度 額
農業災害復旧経営資金損失補償（令和2年度融資分）	令和2年度から 令和9年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（令和2年度借入分）	令和2年度から 令和53年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11%の割合による利息に相当する額
農道整備事業	令和3年度	314,055
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（令和2年度取得分）	令和3年度から 令和12年度まで	1,344,467

<p>埼玉県土地開発公社借入金債務保証（令和2年度借入分）</p>	<p>令和2年度以降</p>	<p>埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>令和2年度有料道路整備貸付金債務保証（令和2年度融資分）</p>	<p>令和2年度以降</p>	<p>埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額</p>
<p>有料道路整備貸付金債務保証（令和2年度融資分）</p>	<p>令和2年度以降</p>	<p>埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>橋りょう修繕</p>	<p>令和3年度</p>	<p>1,059,600</p>

事 項	期 間	限 度 額
橋りょう架換	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	250,000
社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	令和 3 年 度	610,000
排水機場等維持修繕	令和 3 年 度	180,000
河川改修	令和 3 年 度	100,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和 3 年 度	844,000

河川施設震災対策	令和3年度	140,000
県市連携浸水対策	令和3年度	570,000
街路整備	令和3年度	620,000
社会資本整備総合交付金（街路）事業	令和3年度	730,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（令和2年度建設分）	令和3年度から 令和26年度まで	368,464
学力・学習状況調査実施事業（令和2年度契約分）	令和3年度	153,309

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	83,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県有施設整備事業	6,804,000	同上	同上	同上
鉄道駅転落防止設備整備促進事業	133,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	119,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	47,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	180,000	同上	同上	同上
防災基盤整備事業	61,000	同上	同上	同上

防災行政無線高度化推進事業	1,371,000	同	上	同	上	同	上
福祉事務所等低公害車整備事業	28,000	同	上	同	上	同	上
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,048,000	同	上	同	上	同	上
障害者歯科診療所整備事業	444,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備事業	1,642,000	同	上	同	上	同	上
総合リハビリテーションセンター 施設等整備事業	262,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	409,000	同	上	同	上	同	上
児童相談所整備事業	159,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健所等低公害車整備事業	9,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県民健康福祉村改修事業	18,000	同 上	同 上	同 上
災害拠点精神科病院整備事業	2,000	同 上	同 上	同 上
保健所整備事業	228,000	同 上	同 上	同 上
県立高等看護学院施設整備事業	302,000	同 上	同 上	同 上
高等技術専門校施設整備事業	11,000	同 上	同 上	同 上
花と緑の振興センター施設整備事業	30,000	同 上	同 上	同 上

農業技術研究センター施設整備事業	221,000	同	上	同	上	同	上
茶業研究所施設整備事業	212,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	86,000	同	上	同	上	同	上
森林クラウドシステム整備事業	22,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	36,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	269,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	298,000	同	上	同	上	同	上
県単自治山事業	321,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	144,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独農業基盤整備事業	945,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
農業基盤整備事業	1,145,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業（土地改良）負担金	390,000	同 上	同 上	同 上
産業文化センター施設整備事業	782,000	同 上	同 上	同 上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	106,000	同 上	同 上	同 上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	5,000	同 上	同 上	同 上
産業技術総合センター施設整備事業	561,000	同 上	同 上	同 上

道路公社出資金	293,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	23,154,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	724,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,721,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	10,245,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	11,306,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	150,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	5,868,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	849,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防事業	485,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
都市環境整備事業	392,000	同上	同上	同上
県単独街路事業	3,600,000	同上	同上	同上
街路事業	2,153,000	同上	同上	同上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	23,000	同上	同上	同上
県単独公園事業	4,613,000	同上	同上	同上
公園事業	329,000	同上	同上	同上

警察署等低公害車整備事業	158,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	1,532,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,384,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	6,357,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	3,583,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設等整備事業	655,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	936,000	同	上	同	上	同	上
史跡整備事業	5,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林施設災害復旧事業	31,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
土木施設災害復旧事業	789,000	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資金	1,569,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	104,000,000	同上	同上	同上

令和2年度埼玉県公債費特別会計予算

令和2年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ542,000,949千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		313,677,949
	1 一 般 会 計 繰 入 金	183,597,895
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,584,054
	3 基 金 繰 入 金	128,496,000

款	項	金 額
2 県 債		228,323,000
	1 県 債	228,323,000
歳 入	合 計	542,000,949

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		542,000,949
	1 公 債 費	542,000,949
歳 出	合 計	542,000,949

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成17年度、平成22年度 及び平成27年度発行 県債償還金	226,744,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成22年度発行県債償還金	960,000	普通貸借又は証券発行	同上	同上
流域下水道事業会計 平成22年度発行県債償還金	619,000	同上	同上	同上

令和2年度埼玉県証紙特別会計予算

令和2年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,445,982千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		15,445,981
	1 証 紙 収 入	15,445,981
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	15,445,982

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		15,437,982
	1 一 般 会 計 繰 出 金	15,437,982
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出 合 計		15,445,982

令和2年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和2年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,620,593千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		19,056
	1 財 産 運 用 収 入	19,056
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,101,536

	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,101,536
歳 入	合 計	13,620,593

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,620,593
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,620,593
歳 出	合 計	13,620,593

令和2年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和2年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ791,568千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		383,183
	1 国 庫 負 担 金	383,183
2 財 産 収 入		12,100
	1 財 産 運 用 収 入	12,100
3 繰 入 金		396,283
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,100
	2 基 金 繰 入 金	383,183

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		791,568

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		791,568
	1 救助費	766,367
	2 基金積立金	25,201
歳出合計		791,568

令和2年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和2年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ826,717千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		21,934
	1 繰 入 金	21,934
2 繰 越 金		238,641
	1 繰 越 金	238,641
3 諸 収 入		566,142
	1 貸 付 金 元 利 収 入	561,855
	2 預 金 利 子	27

	3 雜	入	4,260	
歳	入	合	計	826,717

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費			826,717	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		826,717	
歳	出	合	計	826,717

令和2年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ604,511,301千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		180,760,819
	1 負 担 金	180,760,819
2 国 庫 支 出 金		170,075,205
	1 国 庫 負 担 金	129,337,350
	2 国 庫 補 助 金	40,737,855
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		73
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	73

4 前期高齢者交付金		199,102,626
	1 前期高齢者交付金	199,102,626
5 共同事業交付金		908,701
	1 共同事業交付金	908,701
6 財産収入		48,302
	1 財産運用収入	48,302
7 繰入金		38,813,278
	1 一般会計繰入金	38,513,278
	2 基金繰入金	300,000
8 繰越金		14,721,913
	1 繰越金	14,721,913
9 諸収入		80,384
	1 雑収入	80,384
歳入合計		604,511,301

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9,195
	1 総 務 管 理 費	6,780
	2 運 営 協 議 会 費	2,415
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		469,091,024
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	469,091,024
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		92,187,195
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	92,187,195
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		142,813
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	142,813
5 介 護 納 付 金		31,457,179
	1 介 護 納 付 金	31,457,179

6 病床轉換支援金等		546
	1 病床轉換支援金等	546
7 共同事業拠出金		909,385
	1 共同事業拠出金	909,385
8 保健事業費		3,334
	1 保健事業費	3,334
9 基金積立金		48,302
	1 基金積立金	48,302
10 諸支出金		10,662,328
	1 償還金及び還付加算金	10,662,328
歳出	合計	604,511,301

令和2年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和2年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,703千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,293
	1 繰 入 金	3,293
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		41,410
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	41,399
歳 入	合 計	146,703

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		144,703
	1 資 金 貸 付 費	144,703
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		146,703

令和2年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和2年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,440千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		18,576
	1 繰越金	1
	2 諸収入	18,575
2 就農支援資金業務勘定収入		310
	1 繰入金	290
	2 繰越金	18
	3 諸収入	2

3 農業改良資金貸付勘定収入		4,076
	1 繰越金	4,075
	2 諸収入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		478
	1 繰入金	416
	2 繰越金	58
	3 諸収入	4
歳入	合計	23,440

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		18,576
	1 就農支援資金貸付費	18,576
2 就農支援資金業務勘定		310
	1 管理指導事務費	300
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		4,076
	1 農業改良資金貸付費	4,076
4 農業改良資金業務勘定		478
	1 管理指導事務費	418
	2 予備費	60
歳 出	合 計	23,440

令和2年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和2年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		20,000
	1 繰入金	20
	2 繰越金	12,775
	3 諸収入	7,205
2 業務勘定収入		650
	1 繰越金	590
	2 諸収入	60
歳 入	合 計	20,650

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		650
	1 管 理 指 導 事 務 費	630
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		20,650

令和2年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和2年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,602千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		558
	1 財 産 運 用 収 入	558
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		42,042

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	42,041
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	42,602

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		41,602
	1 本多静六博士育英事業費	41,602
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	42,602

令和2年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和2年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,871,850千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		3,570,793
	1 財 産 運 用 収 入	40,322
	2 財 産 売 払 収 入	3,530,471
2 繰 入 金		2,301,055
	1 繰 入 金	2,301,055
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入合計		5,871,850

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		5,871,850
	1 用地事業費	5,871,850
歳出合計		5,871,850

令和2年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和2年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,533,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,025,377
	1 住 宅 使 用 料	8,025,377

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		1,736,195
	1 国 庫 補 助 金	1,736,195
3 財 産 収 入		47,076
	1 財 産 運 用 収 入	47,076
4 繰 入 金		1,078,867
	1 繰 入 金	1,078,867
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		9,529
	1 敷 金 運 用 収 入	45
	2 雑 入	9,484
7 県 債		1,636,000
	1 県 債	1,636,000
歳 入	合 計	12,533,045

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		9,725,416
	1 住 宅 管 理 費	6,288,800
	2 住 宅 建 設 費	3,436,616
2 繰 出 金		1,630,807
	1 繰 出 金	1,630,807
3 公 債 費		1,166,822
	1 公 債 費	1,166,822
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,533,045

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和2年度公営住宅建設費	1,230,751	令和2年度	84,808
				令和3年度	350,802
				令和4年度	607,415
				令和5年度	187,726
		令和2年度公営住宅解体事業費	543,653	令和2年度	442,464
				令和3年度	101,189
		高齢単身者モデル住宅整備事業費	1,179,228	令和2年度	197,211
				令和3年度	440,262
				令和4年度	541,755

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,636,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和2年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ764,641千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		12,457
	1 財 産 運 用 収 入	12,457
2 繰 入 金		718,253
	1 繰 入 金	718,253

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		33,930
	1 貸付金元利収入	33,142
	2 預金利子	45
	3 雑入	743
歳入合計		764,641

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		764,641
	1 高等学校等奨学金事業費	764,641
歳出合計		764,641

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償(令和2年度保証分)	令和2年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

令和2年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和2年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,838,486千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		54,863
	1 入 場 料 収 入	54,862
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		28,231,190
	1 投 票 券 発 売 収 入	28,175,189
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		231,791

款	項	金 額
	1 財 產 運 用 収 入	231,790
	2 財 產 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		1,320,640
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1,320,638
	3 雑 入	1
歳 入	合 計	29,838,486

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		201,719
	1 公 営 競 技 総 務 費	201,719
2 公 営 競 技 事 業 費		29,299,091
	1 公 営 競 技 事 業 費	29,299,091
3 繰 出 金		331,676
	1 繰 出 金	331,676
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		29,838,486

令和2年度埼玉県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数

循環器・呼吸器病センター	343床
がんセンター	503床
小児医療センター	316床
精神医療センター	183床

2 患者数

(1) 年間延患者数

区分	入院	外来
循環器・呼吸器病センター	99,625人	77,991人
がんセンター	149,633	210,501
小児医療センター	97,994	141,898
精神医療センター	56,108	30,618

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	273 人	321 人
が ん セ ン タ ー	410	866
小 児 医 療 セ ン タ ー	269	584
精 神 医 療 セ ン タ ー	154	126

3 主なる建設改良事業

3,475,201 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益

62,491,005 千円

第1項 医業収益

45,946,099 千円

第2項 医業外収益

16,361,063 千円

第3項 特別利益

183,843 千円

支 出

第1款	病院事業費用	64,172,302 千円
第1項	医業費用	62,903,149 千円
第2項	医業外費用	1,249,152 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,545,669千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,387千円及び過年度分損益勘定留保資金2,542,282千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資本的収入	5,876,201 千円
第1項	企業債	3,203,000 千円
第2項	他会計負担金	2,609,057 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	補助金	64,140 千円
第5項	国庫補助金	1 千円
第6項	寄附金	1 千円
第7項	その他収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	8,421,870 千円
第1項 建設改良費	3,475,201 千円
第2項 企業債償還金	4,946,669 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 3,203,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,700,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 26,693,275 千円

(2) 交際費 800 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、17,662,076千円と定める。

令和2年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	149社
(2) 年間総給水量	66,683,675 m ³
(3) 一日平均給水量	182,695 m ³
(4) 主なる建設改良事業	766,331千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		1,943,069千円
第1項	営業収益		1,773,487千円
第2項	営業外収益		169,581千円
第3項	特別利益		1千円

支 出

第1款	事 業 費	2,466,986 千円
第1項	営 業 費 用	2,224,151 千円
第2項	営 業 外 費 用	31,835 千円
第3項	特 別 損 失	207,000 千円
第4項	予 備 費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額560,940千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,689千円、建設改良積立金410,000千円、減債積立金107,101千円及び過年度分損益勘定留保資金6,150千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	352,474 千円
第1項	建 設 補 助 金	159,800 千円
第2項	長 期 貸 付 金 償 還 金	192,000 千円
第3項	他 会 計 補 助 金	672 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第5項	雑 収 入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	913,414 千円
第1項 建設改良費	805,543 千円
第2項 企業債償還金	107,101 千円
第3項 過年度国庫補助金返還金	770 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設撤去	令和3年度	170,000
業務設備整備	令和3年度	16,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 326,557 千円

(2) 交際費 41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,340千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,172千円と定める。

令和2年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	635,893,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,742,173 m ³
(4) 主なる建設改良事業	12,342,329 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		49,253,156 千円
第1項 営業収益		43,738,792 千円
第2項 営業外収益		5,514,363 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		47,963,339 千円
第1項 営業費用		43,309,988 千円
第2項 営業外費用		4,437,351 千円

第5項 予 備 費

40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 委 託	令 和 3 年 度	133,000
吉 見 浄 水 場 拡 張 関 連 整 備 (期)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	3,263,000
大 久 保 浄 水 場 高 度 浄 水 処 理 施 設 整 備	令 和 3 年 度	279,865
業 務 設 備 整 備 (令 和 2 年 度 契 約 分)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	8,175,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 3,483,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,311,157 千円

(2) 交際費 536 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、570,901千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、33,649千円と定める。

令和2年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積	163,436 m ²
(2) 主なる建設改良事業	8,541,484 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		16,755,511 千円
第1項 営業収益		16,638,995 千円
第2項 営業外収益		39,113 千円
第3項 特別利益		77,403 千円
	支	出
第1款 事業費		17,134,373 千円
第1項 営業費用		15,834,113 千円
第2項 営業外費用		24,893 千円

第3項	特別損失	1,255,367 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,755,458千円は、過年度分損益勘定留保資金7,755,458千円で補填するものとする。)。

		収	入
第1款	資本的収入		1,531,558 千円
第1項	長期貸付金償還金		1,530,518 千円
第2項	他会計補助金		1,032 千円
第3項	固定資産売却代金		1 千円
第4項	雑収入		7 千円
		支	出
第1款	資本的支出		9,287,016 千円
第1項	建設改良費		8,831,470 千円
第2項	建設準備費		255,546 千円
第3項	予備費		200,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	512,113 千円
(2) 交 際 費	298 千円

(他会計からの補助金)

第7条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,784千円である。

令和2年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	672,005,150 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,841,110 m ³
(4) 主なる建設改良事業	19,714,170 千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		52,781,566 千円
第1項 営業収益		31,674,732 千円
第2項 営業外収益		21,106,833 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	52,736,908 千円
第1項	営 業 費 用	51,467,101 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,208,806 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,635,635千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額60,312千円、減債積立金195,066千円、過年度分損益勘定留保資金1,466,567千円及び当年度分損益勘定留保資金3,913,690千円で補填するものとする。)。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	26,693,989 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,049,730 千円
第2項	建 設 負 担 金	6,911,650 千円
第3項	企 業 債	7,322,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	261,676 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	148,808 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	60 千円
第7項	雑 収 入	65 千円

支 出

第1款 資本的支出	32,329,624 千円
第1項 建設改良費	26,046,322 千円
第2項 企業債償還金	6,283,255 千円
第3項 過年度国庫補助金返還金	47 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業(令和2年度契約分)	令和3年度から 令和4年度まで	10,163,750
荒川左岸北部流域下水道事業(令和2年度契約分)	令和3年度から 令和5年度まで	5,059,620
荒川右岸流域下水道事業(令和2年度契約分)	令和3年度から 令和4年度まで	10,855,400
中川流域下水道事業(令和2年度契約分)	令和3年度から 令和4年度まで	3,019,697

古利根川流域下水道事業（令和2年度契約分）	令和3年度	118,500
荒川上流流域下水道事業（令和2年度契約分）	令和3年度	100,000
市野川流域下水道事業（令和2年度契約分）	令和3年度	375,250
利根川右岸流域下水道事業（令和2年度契約分）	令和3年度から 令和5年度まで	908,500

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 7,322,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,366,669 千円
-----------	--------------

(2) 交際費	300 千円
---------	--------

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,867,138千円である。

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453,275千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,960,768,275千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,235,796	22,542	164,258,338
	1 国庫負担金	108,863,163	22,542	108,885,705
13 繰越金		500,000	430,733	930,733
	1 繰越金	500,000	430,733	930,733
歳入	合計	1,960,315,000	453,275	1,960,768,275

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		65,585,048	453,275	66,038,323
	1 公衆衛生費	29,113,846	453,275	29,567,121
歳出	合計	1,960,315,000	453,275	1,960,768,275

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ666,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,961,434,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		164,258,338	461,288	164,719,626
	2 国庫補助金	49,300,712	461,288	49,762,000
13 繰越金		930,733	193,080	1,123,813
	1 繰越金	930,733	193,080	1,123,813
15 県債		209,837,000	12,000	209,849,000
	1 県債	209,837,000	12,000	209,849,000
歳入合計		1,960,768,275	666,368	1,961,434,643

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		380,728,403	473,838	381,202,241
	1 社会福祉費	271,577,325	473,838	272,051,163
4 衛生費		66,038,323	132,530	66,170,853
	1 公衆衛生費	29,567,121	132,530	29,699,651
7 商工費		21,801,311	60,000	21,861,311
	1 商工業費	21,434,361	60,000	21,494,361
歳出合計		1,960,768,275	666,368	1,961,434,643

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
<p>緊急借換資金損失補償（令和2年度保証分）</p>	<p>令和2年度から 令和20年度まで</p>	<p>県が行う緊急借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額</p>

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（令和2年度保証分）	令和2年度から 令和17年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控	令和2年度から 令和20年度まで	補正前に同じ。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額		
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和2年度保証分）	令和2年度から令和17年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用	令和2年度から令和20年度まで	補正前に同じ。

		保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額		
中小企業者制度融資貸付事業利子補助(令和2年度融資分)	令和3年度から 令和17年度まで	2,746,332	令和3年度から 令和17年度まで	3,738,332

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
心身障害児(者)援護施設等整備事業	1,048,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,060,000		(補正前に同じ。)	